

松本市告示第269号

松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱を次のように定める。

令和4年5月24日

松本市長 臥雲 義尚

### 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、松本市アルプス公園自然活用検討会議から提言のあった松本市アルプス公園北側拡張部(以下「北側拡張部」という。)に必要な整備、管理運営方法、活用推進体制等について、松本市アルプス公園自然活用実行会議(以下「実行会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 実行会議は、次に掲げる事項を所掌する。

北側拡張部の名称、PR(広報宣伝)、公園案内及び園内の移動に関すること。

北側拡張部の自然活用ゾーンに関すること。

北側拡張部の緑地保全ゾーンに関すること。

北側拡張部の活用推進体制及び管理運営に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 実行会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

市民、利用者の代表

関係団体の代表

有識者

前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

#### (座長及び座長代理)

第5条 実行会議に座長及び座長代理各1人を置く。

2 座長及び座長代理は、委員の互選により選出する。

3 座長は、実行会議を代表し、会務を総理する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行会議は、座長が必要に応じて招集し、会議の議長は、座長が務める。

2 実行会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実行会議の庶務は、建設部公園緑地課及び総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月24日から施行する。